

牟田事務所 許可通信

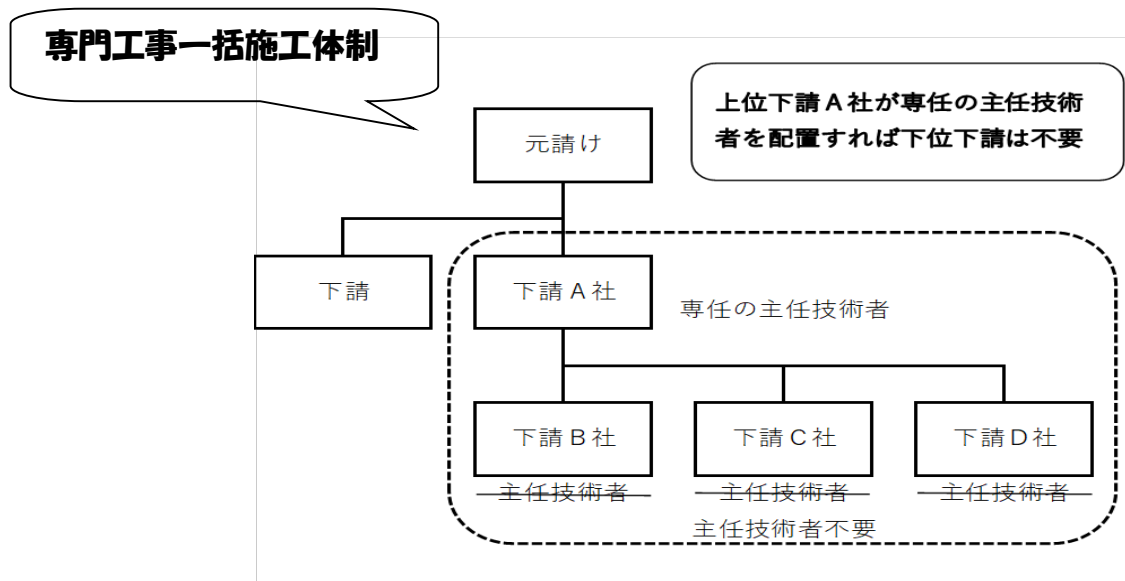
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2019.06

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 主任技術者の配置不要に！

開会中の通常国会に提出した建設業改正案に下請けに主任技術者の配置を例外的に求めない**専門工事一括管理施工制度**を盛り込みました。

具体的に注文者の承諾を受け、**元請が主任技術者を専任で配置すれば、同じ業種に直近下位の****下請業者において主任技術者の配置は不要**となるものです。



運用のポイントと注意点

- ① 上位の主任技術者は「**専任の主任技術者**」であること。
- ② 契約関係にあり、上位と下位で「**同じ業種**」であること。
- ③ 制度を活用する場合、「**さらなる下請契約は禁止(図のケースでは 3 次は適用外)**」です。

専門工事一括施工制度の対象となる業種については、改正法案成立後に対象工種（建築一式・土木一式は除外）等を政令で定めることになるようです。**一見、円滑に施工をするため、行政が現場に耳を傾けた法改正**とも思えます。が、しかし**設備屋さんに関しては 1 次下請けまであるとかなんとか**…正しく運営がなされるのか、少々不安と疑問があります。改正法の施行は来年、惑わせることなく効率的な制度になりますように、期待です！

★運送業★ ホワイト経営認証制度&セミナー報告

令和元年5月15日(水)17:00~牟田事務所のセミナールームにて毎年恒例安全運転の肝セミナー(運送業部門)を開催しました!

令和一弾目のセミナーにふさわしい、内容盛りだくさん!のセミナーとなりました。今動向が注目される「**ホワイト経営認証制度**」とGマーク加点对象となる安全講話「**交差点での事故防止**」、そして例年好評のグループディスカッションは「**困窮会社を救済せよ!**」と3時間が一瞬のうちに過ぎてしまう内容でした。



まず、メインの「ホワイト経営」について美幸よりお伝えしました。

認証されれば求人に掲載できるようになり、ドライバーの求職者からの応募UPが狙えます!

今話題のミシュラン三ツ星レストランと同じく、会社の働く環境が三ツ星評価されるようになります!

【認証項目(案)】 80項目(うち必須項目22項目)

- | | | |
|------------------|-------------|--------------|
| A 不適切事業者の排除 | 10項目 | すべて必須 |
| B 労働時間・休日 | 35項目 | 必須5項目 |
| C 心身の健康 | 8項目 | 必須2項目 |
| D 安心・安全 | 9項目 | 必須5項目 |
| E 多様な人材の確保・育成 | 13項目 | 必須なし |
| F 自主性・先進性等 | 5項目 | 必須なし |

不適切事業者の排除で、まず法律(労働基準法)が遵守できていない企業には認証がおりません!就業規則、36協定、労働条件通知書ありますよね?でも過去3年以内、労働基準監督署から長時間労働等については是正勧告で指摘されていると申請は出せません。

労働条件通知書など、もしできていないものがあれば準備すればOK!

これを機に働く環境を良くしてドライバー確保を叶えましょう!

安全講和「交差点での事故防止」

田口より偶然にも最近多発している交差点事故について、解説と体感テストです。

こうしてこうしてこうすると…「●しるしが見えなくなってきましたか?」 全員おお~!本当だ~!とはいかず、「見えない!」という方と「普通に見えるけど?」という方がいらっしゃいました。



講師: 田口和雅

インキキではありません、これが個人差で、見える方と見えない方が同じ道路を走っている ということです。視界に入っただけで【見えた】ワケではないのです！

認識して初めて【見えた】といえます。

ふむふむ、見ていたつもり～なんて我が社のトラックで事故を起こさないようしっかり学びました。しどろもどろ田口ですが、実をいうと元ドライバーです。それもトレーラーの、大先輩たちに壇上から発声…恐縮からキンチョーしておりましたが、牟田事務所で誰より運送業の現場に詳しい（はずの）田口です。みなさまお見知りおきください!(^_^)!



グループディスカッション！ ミッションは【困窮会社を救済せよ！】

今年は【困窮会社を救済せよ！】と銘打って、それぞれの会社（テーブル班）の規模（台数、従業員数、輸送品目）、抱える問題点を設定しました。



ドライバーさん、事務員さん、社長さんの立場で沢山の意見を出してもらいました★経営者の立場ばかりの班、管理者さんばかりの班も中にはありましたが、改善策に偏りはなく、まさしく

【全員参加型】の改善策を出してもらいました。特に安全に対する意識の高さを痛感しました。

例年ご出席頂く皆さん、PDCAでスパイラルアップされていますね～(^o^)^ ↑↑感激です。

ご要望をいただきましたので次回はディスカッションのみで、近いうちにまた開催致します。是非またご参加お待ちしております。 全員参加型！で難しい運送業界を乗り越えていきましょう！



6月は産業廃棄物適正処理指導強化月間

★産廃業★

今年度も、6月1日～6月30日の間、産業廃棄物適正処理指導月間として、排出業者及び処理業者に対し一斉に立ち入り指導が行われます。

排出事業者さん！！ マニフェストは適正に発行していますか？ **委託先の許可内容の確認、処理施設の現地確認**はしていますか？ 昨年の10月から排出事業者による**現地確認の規定が強化**されています。

処理業者さん！！ マニフェストの運用は適切ですか？ 委託契約書は？ 積替え保管や中間処理を行っている事業者さんは今一度レイアウトを確認してください。**保管場所の変更は届出が必要**です。変更をお考えの際は牟田事務所へご連絡ください。



産廃処理施設の設置状況

環境省から平成28年度の処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況が公表されました。

産業廃棄物処理施設の設置状況

処理施設全体としては、前年度より272施設増加。

主に廃プラや木くず・がれきの破碎施設で、中国の廃プラ輸入禁止や戦後復興期の建物の大量解体の影響が表れています。

最終処分場の状況

最終処分場の「残余容量」が前年度より増加しました！

「残余年数」も延長。全国平均17.0年と、前年度より0.4年延びました。

☆中国や東南アジア諸国の廃プラ輸入禁止措置などの影響がくっきり数字に表れるのはまだ先になりそうですが、読んでいてちょっと希望が持てるH28年度実績でした☆

牟田事務所 一体 のつぶやき

日々、収集運搬業の許可申請で全国の窓口とやりとりをします。県によって見事に違うんです。「**福井県**」は今回も許可が遅かった・・・去年の更新も許可期限までに許可証を発行してもらえなかったそうです！ が、今回も申請受付開始と同時に申請したにも関わらず、期限切れになってしまいました。一部保健所では窓口担当が1人しかいないらしいです。

「**兵庫県**」の一部県民局では申請から許可証発行までに3～4か月程度かかっているそうです。多忙だからって許可下りないと仕事できないし困ります！！

「**滋賀県**」は収集運搬業でも事前確認制度があります。ちょっと面倒（；▽；）

「**岐阜県**」2か月前にならないと申請受理してくれないんですよ。岐阜県は審査が早いからありがたいのですね。